

「西区の宝」の認定及び登録の基準

(1) 地域の原則

次のいずれかに該当すること。

- イ) 西区に存在又は存在した物、事及び技能である。
- ロ) 西区に居住又は関係した人及び集団である。

(2) 公開の原則

- イ) 区民又は希望者に公開されていること。

(3) 保存・保護・育成又は活動の継続の原則

- イ) 将来にわたり、区民等による保存・保護・育成又は活動の継続が必要とされるもの。

(4) 多様性の原則

- イ) 相似していることでも、独自の相違点があれば、多様性として認めること。
- ロ) 既存のものと相似しており、単なる模倣としか認められない場合は排除すること。

(5) 部別認定基準

自然、歴史及び文化の各部ごとの下記の部別認定・登録基準を満たしていること。

西区まると博物館推進会「西区の宝」の認定及び登録に関する規則 部別認定基準

【自然部会】

- (1) 西区内に存在する自然に関する珍しいもの、現象。
- (2) 西区内に存在する良好な自然的景観を形成しているもの。
- (3) 西区内に存在する希少または減少している動植物・鉱物。
- (4) 西区において自然に関する様々な保存・保護・啓蒙・啓発活動を継続して3年以上行っている人、または団体。

【歴史部会】

- (1) 西区に存在する史跡・文化財等で、歴史的価値を有するもの。
- (2) 西区において、歴史に関する様々な保存・保護・啓蒙・啓発活動を継続して3年以上行っている人、または団体。

【文化部会】

- (1) 西区を中心として、地域振興のための音楽・芸能活動を3年以上継続して行っている人、または団体。
- (2) (1) に準じて西区以外で活動を行っている団体のうち、西区在住者の占める割合が半数以上である団体。
- (3) 西区に伝承されている風俗慣習・民俗芸能、及びそれらの保存にかかる活動を行っている人、または団体。

【企画広報部会】

- (1) 西区内で地域振興のための活動を3年以上継続して行っている団体。